

June, 2016



平成の民法大改正(4)

今回は、民法が定めている法定利率について改正のポイントを取り上げます。近時、日本銀行がマイナス金利を導入いたしましたから、読者諸氏におかれても金利の話題には興味がおありになるでしょう。バブル崩壊以前は銀行の定期預金金利は年率 3%~5%くらいでしたし、普通預金金利も 1%~2%くらいの金利が付されておりました。現在の預金通帳のシミと揶揄されるわずかな金利とは様相が違っていたのです。このような金利を約定金利といいます。金利は一方的に銀行がアナウンスするだけですが、論理的にはお金を銀行に預け入れるときに銀行がアナウンスしている金利に預金者が同意して、つまり銀行と預金者が金利について合意、約束して金利が決まるわけです（約定金利）。住宅ローンとか自動車ローンについても、返済方法、返済期間、借入総額などによって金利が上下しますが、これについても銀行が予め公表していて、利用者がその条件を前提にローンを組むわけですから、銀行と利用者の間には約束があるわけです。

法定利率は、上記のような銀行と預金者あるいは利用者間のような約束がない金銭の貸借関係あるいは支払関係に適用されます。民法は法定利率として年 5%を定めており、ビジネスに適用される場合には商法により商事法定利率として年 6%が定められていて、現在もこの法定利率が裁判の場では適用されています。たとえば友人にお金を貸すときには、返済期限だけ決めて金利を決めないことはよくあることでしょう。お金を借りた友人が手元不如意のため期限に返済できず、もし裁判に訴えた場合には、判決は元金の支払と 5%の金利の支払いを、借金を返さない友人に命じることとなります。このような金利は遅延金利と呼ばれます。商品の売掛金に

についても、支払日だけ決めて、遅れた支払について何も決めていないときは、ふつう金利などはとらないかもしれませんが、民法、商法は遅れた期間に対して金利をつけることにしています。保険会社が支払う保険金について、支払が遅れた場合には、商事法定利率の年 6%が付加されて支払われますがこれは契約者の利益のために保険会社が自主的に金利をつけている例です。

他の例としては、税金の延滞金があります。現在、税金の延滞金のレートは年 7.3%～14.6%に定められています。

このレートは必ず銀行からの借入金利より高くなっています。なぜかという、銀行の借入金利のほうが高ければ、銀行にも借金があり、税金も払わなければいけない企業あるいは個人は、まず金利の高い銀行からの借り入れを優先して返済するでしょう。これでは税務当局はいつまでたっても税金を徴税することができません。税金の支払いを優先させるために、高めの延滞税が設定されているわけです。

消費者金融では非常に高い利率が社会問題となりましたが、この規制については利息制限法があり、元金の額に応じて最高金利が決められております。

元本の額が 10 万円未満の場合 年 20%

元本の額が 10 万円以上 100 万円未満の場合 年 18%

元本の額が 100 万円以上の場合 年 15%

であり、これ以上の利息は無効とされます。過払い金返還請求が話題になりますが、これは上記の制限を超える利息を支払った場合に、もう一度計算しなおして過払いがあれば返還しなければならないからです。

バブル崩壊までは銀行預金金利も預金者が楽しみにできるレートでしたが、現在の預金の金利は 0.00X%で、1000 万円を 1 年間定期預金に預けても 1000 円ぐらいの利息なのでしょう。このような現実を踏まえると、法定利率の年 5%あるいは商事法定利率の年 6%はとてつもなく高い金利とみなされるようになってまいりました。この間、長期のローンには変動金利が普及してきて、金利のシステムも見直しを迫られるようになったわけです。

現民法の法定金利に関する条文は、404 条であって、「利息を生ずべき債権について

別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。」と定められています。年五分、つまり年 5%の金利が現在の金融情勢のもとでは非常に高率なものになってきたわけです。また民法制定時には一般的ではなかった変動金利の導入もありました。これらの情勢を踏まえて新民法では、利率を見直し(5%から 3%へ)、変動利率を導入し、現在の経済情勢に見合うようにしたのです。

民法改正案の法定利率に関する条文は、同じ 404 条につきのようになっています。

(法定利率)

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年 3 パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3 年を 1 期とし、1 期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の 6 年前の年の 1 月から前々年の 12 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 60 で除して計算した割合（その割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

法律の条文は悪文の誉れ高い文章ですが、この法定利率に関する条文も、じゅうぶん誉れ高い悪文の仲間入りができます。起草委員会のメンバーに法律家が多数名を連ねているでしょうが、常々文章をわかりやすく心掛けている筆者としては、別次元の法律家のような気がします。

民法改正案 404 条を一読して、その意味を理解できる読者はどのくらいおられるでしょうか。私には少なくとも一読ではまったく意味不明でした。このような意味不明の悪文が多いため、弁護士会では改正民法の研修を行っております。一応法律のプロを自認している弁護士でさえ、研修を受けないと理解不能なわけですから、一般の読者諸兄がこの条文を理解できなくても悲観される必要はまったくありません。

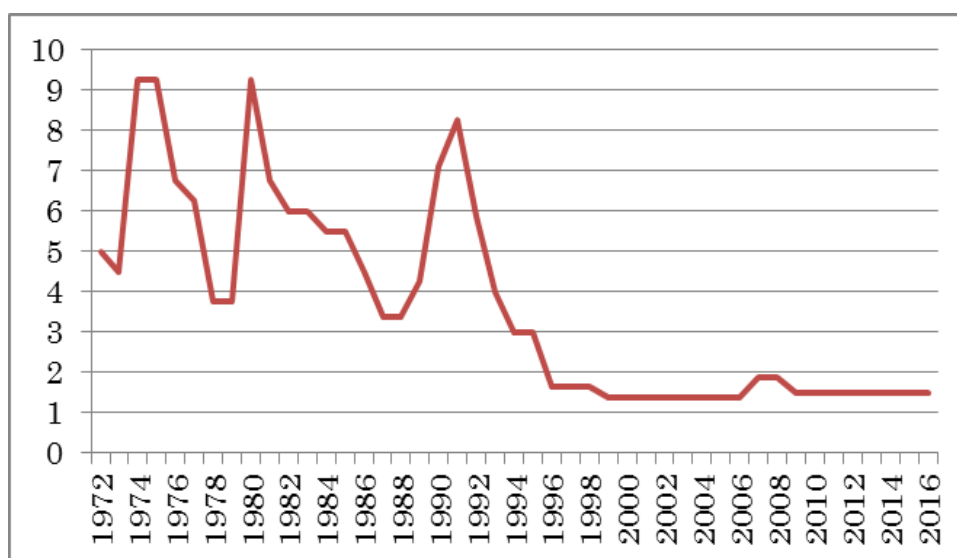
それでは、弁護士会での研修を踏まえ、この条文を解説してみましょう。

改正民法が施行された直後の法定利率は 3%になります。その後、市中金利の動向を見て、3 年ごとに法定利率を変動させます。

新しい法定利率の計算方法は、新民法施行時点の過去 5 年間の銀行の短期貸し出し金利の平均と、現在を基準にした金利の平均を比べて 1%以上の差があるときには、それを 3%の当初の法定金利に上乘せあるいは差引します。

(新民法の字数は 500 字くらいですが筆者の解説では 150 字くらいです。やさしく、わかりやすく書いた方がエコでもあります。)

それでは、この条文の 5 項に規定された「基準割合」の推移を見てみましょう。「基準割合」とわざわざ書いてありますが、短期プライムレートとほぼ同じと考えてよいでしょう。その推移のグラフを日本銀行のホームページに公表されたデータにより作成しました。



(短期プライムレートの推移)

このグラフから読み取れるように、1990年代の後半まではプライムレートは法定利率の5%あるいは6%の前後で変動していましたが、1998年以降はほとんど1%台に定着しております。法定利率と現実の金融市場の乖離が明らかになってきて、法定利率改定の機運が高まりました。

*** 豆知識 ***

日本銀行が導入したマイナス金利が話題になりましたが、皆さんは日本銀行についてどの程度ご存知でしょうか？

イギリスのイングランド銀行、アメリカのFRS (Federal Reserve System) のような中央銀行であることはご存じでしょう。

日本銀行は資本金1億円の認可法人であり、その5500万8000円を政府が出資しており、残りは民間が出資しています。この出資証券は普通の株式のようにJASDAQに上場されています。

日本銀行は唯一の中央銀行として通貨発行権があります。日本銀行が発行する通貨は日本銀行券と呼ばれる紙幣のことであって、硬貨は造幣局が製造しています。ちなみに造幣局は製造技術に優れているので、勲章なども造幣局の担当です。弁護士バッヂも造幣局により製造され、弁護士登録と同時に各弁護士に配布されます。

稲益からひとこと

先日、谷中の古本屋に入りましたら、昭和31年発刊の「一家必携の書式集から身の上相談まで 男女と夫婦の法律相談」（自由国民社）という本が目に入り、思わず購入してしまいました。

とれかかった表紙をそっと開いてみますと、夫の戦死公報を受けてから再婚した人妻からの、死んだはずの夫が生きて帰ってきてつらい立場だがどちらを自分の夫と呼んだらいいか、という相談、義理の子供がヒロポン中毒になり次第に凶暴性を帯びてきて暴力をふるうがどうたらよいか、という相談（覚せい剤ですが昔は合法的なものとして売られていました）、といったQ&Aや「零号夫人・二号女性のための法律知識」といった項目など時代背景を濃厚に感じる記載があったり、禁治産制度（現在は成年後見）や尊属殺（親殺しを普通の殺人より重い罪とする）等現在では改正されている制度に関する記載があったりと、内容はなかなか興味を惹くものでした。

事務所においてありますので、ご興味のある方はご訪問の折にでも、お声をかけください。

なお、これと一緒に購入したのは「キャラメルぼおや」という、もたいたけしさんのイラストによる明治キャラメルの三コマ漫画集でした。こちらもちよっとレアなものようです。